

愛知県環境影響評価審査会トヨタ自動車田原風力発電所部会 会議録

- 1 日時 平成28年8月24日(水) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 東大手庁舎1階 あいち環境学習プラザ セミナー室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のために出席した職員12名、事業者7名
- 5 傍聴人
1名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、夏原委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について、夏原部会長が大石委員と谷脇委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、夏原部会長が大石委員を指名した。
 - イ トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書について
 - ・ 資料2及び資料3の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、夏原部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
 - ・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【大石委員】超低周波音についての法的な基準値等はあるのか。

【事務局】現在国において風力発電施設の騒音に関する議論がなされているところだが、結論は現時点では示されていない。

【大石委員】事業実施想定区域周辺に位置する風力発電所について、超低周波音に関する苦情は発生しているか。

【事務局】田原市に確認したが、そのような苦情は受けてないとのことであった。

【東海林委員】騒音・超低周波音に関して、「田原市風力発電施設等の立地建設に関

するガイドライン」では、住宅等との距離を 600m以上離すことが望ましいとしているが、配慮書 285 ページの表 4.3.1-2 では、事業実施想定区域から住宅までの距離が約 390mになると記載してある。これは、区域の境界からの距離が約 390mであって、実際に設置される風力発電機との距離ではないと理解してよいか。

【事務局】そのとおりである。事業実施想定区域として設定した範囲の境界から住宅と最も近接する距離が約 390mということである。配慮書 293 から 295 ページのとおり、将来設置する風力発電機と住宅と最も近接する場合の距離は、A案で約 750m、B案で約 770m、C案で約 1,220mとなる。

【東海林委員】資料 3 の指摘事項 11 番について、風力発電機の稼働に伴う振動は問題ないとの回答であるが、風力発電機設置工事に伴う振動の影響について知見があれば示されたい。

【事務局】今回の配慮書の段階では、工事の影響については重大な環境影響はないとして、計画段階配慮事項には選定していない。方法書以降の環境影響評価においては、工事の影響も確認することになり、事業特性等を踏まえ評価項目の選定がなされる。そこで、工事の振動も必要に応じて評価項目に選定されることになる。

【夏原部会長】配慮書 322 ページの表 4.3.3-6 の水鳥の確認例数と、324 ページの表 4.3.3-7 の水鳥の確認個体数について、これらはどこで確認した数になるのか。

【事業者】表 4.3.3-6 の個体数は、飛翔を確認した鳥類の個体数である。また、表 4.3.3-7 の個体数は、水域で休息していた鳥類の個体数である。

【櫃田委員】緑が浜エコパークと緑が浜公園は違う場所なのか。

【事務局】配慮書 405 ページのとおり、緑が浜エコパークは事業実施想定区域から西側の青丸の地点となる。緑が浜エコパークは今回景観の予測地点になっている。一方緑が浜公園は、事業実施想定区域から南西方向直近のオレンジ丸 12 番の地点となる。こちらの地点は、今回の景観の予測地点には選定されていない。同じ緑が浜地区にあることから分かりにくいと思う。

【櫃田委員】緑が浜公園は市民の憩いの場になっているとのことだが、どれぐらいの大きさで、どのように利用されているのか。A案となった場合は、かなり近い場所になる。

【事務局】利用状況等については次回お示ししたい。ただ、周囲を樹木に囲まれていて、景観の観点からは風力発電機が見えにくい地点になると考えられる。

【櫃田委員】緑が浜公園からは本事業の風力発電機は見えないということか。

【事務局】風力発電機や公園を囲んでいる樹木の高さ、眺望する場所にもよるため見えないわけではないと思うが、木が遮っていて見えにくい場所と考えられる。

【夏原委員】準備書の段階では、実際にフォトモンタージュによる予測評価を行うと思うが、その段階では案が一つに絞られてしまっていて、配慮のしようがないのではないか。

【事務局】資料 3 の指摘事項 2 番にも関連するご指摘かと思う。一般的な事業では、

方法書の段階で事業計画を1案に絞り込むが、風力発電事業の場合は配置が重要になってくるため、方法書の段階では複数案のままにしていることが多いとのことである。それを踏まえて、調査、予測、評価を行い、準備書では1案に絞られるが、その絞り込んだ検討の経緯を丁寧に説明していただくことが重要だと考えている。

【谷脇委員】なぜ今回発電方式として風力を選択したのか。

【事務局】配慮書3ページの事業の目的及び内容において、昨年10月事業者は「トヨタ環境チャレンジ2050」を発表し、その中で工場CO₂ゼロチャレンジを掲げ、また、その具体的な取り組みの一つとして、自社の生産用エネルギーとして利用することを目的に、田原工場に、2020年頃を目指して風力発電設備を設置することを位置づけたとしている。

【事業者】配慮書4ページに記載したとおり、再生可能エネルギーでできる限り効率よく電力を回収することを考えた時に、本事業の事業実施想定区域が位置する田原市は、風力発電にとって愛知県内でも良好な風況の地域に当たることなどから、田原工場で風力発電所を設置することを選択した。

【谷脇委員】メガソーラー発電は検討しなかったのか。風力は問題となることもあり、苦情も結構出ている。田原市には苦情が入っていないかもしれないが、その辺のことも考えたか。

【事業者】メガソーラー発電を採用した場合にどれくらい発電量を得られる見込みがあるかなども検討している。その上で、当社として2050年にCO₂ゼロを達成するためには、住民の方々への配慮や田原市のガイドラインも満たした上で、風況の良い田原工場で風力発電所により効率よく発電する方法を選択した。

【谷脇委員】トヨタ自動車の海外の工場において、風力発電所を設置している工場はあるか。

【事業者】モニユメント的な小さなものを設置している工場はあるが、今回のような事業規模のものを設置している工場はない。

【谷脇委員】環境影響以外の観点として、田原工場で働く従業員への影響にも配慮する必要があるのではないか。

【事業者】従業員についても、今後社内での必要な手続やご指摘いただいた点に配慮しながら、理解を得られるよう進めていきたいと考えている。

【夏原部会長】ただ今のご指摘について、低周波音による影響も考えられるので、次回説明していただきたい。

【事務局】次回回答させていただきたい。

【大石委員】既存の風力発電設備からの低周波音において、どの当たりの周波数が発生しているのか、そういった資料があれば示されたい。

【事務局】調べて次回回答させていただきたい。

【武田委員】生産効率を上げることなどによる将来の工場建屋の建て替えの可能性を考慮した上で、風力発電機の配置を検討した方がよいのではないか。

【事業者】工場建屋を建て替える予定は現時点ではない。また、一般的に生産効率を上げるには、建屋を改築するのではなく、中の生産ラインを短くすること

や、コンパクトにすることなどにより対応する方が CO₂ 低減やエネルギー消費低減に寄与することになる。

【武田委員】仮に将来田原工場を建て替えることになった時に、本来であればより効率化を図るレイアウトにすることができたのに、風力発電機を設置してしまったが故にそれができず、効率化を図れる可能性をつぶしてしまうことにはならないか。

【事業者】風力発電機の多くは、田原工場の東端に設置することを考えている。万が一将来工場を拡張することがあったとしても、風力発電機を設置した方向に拡張することはほとんど考えられない。

【東海林委員】今後の住民への説明会のスケジュールは決まっているか。また、ホームページ等で公表されるか。

【事業者】環境影響評価法の規定により、方法書の段階で少なくとも1回住民説明会を開催する必要があるが、現時点では明確なスケジュールは決まっていない。また、開催に当たっては、公告により説明会を周知する。

- ・ 傍聴人の退出後、会議（非公開）を再開し、資料2（非公開版）及び資料3（非公開版）について、事務局から説明があった。

ウ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会